別　冊

令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎常駐警備業務仕様書

この仕様書に基づき、宇都宮第２地方合同庁舎本館及び別館を最良の状態に保つとともに、駐車場の管理、庁舎の機能・保安等維持管理を行うものとする。

１．警備対象建物等

宇都宮第２地方合同庁舎本館及び別館並びに駐車場

（所在地）宇都宮市明保野町１番４号

２．警備期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

３．警備時間及び人員　・・　３名

（１）平日及び原則奇数月第３土曜日の庁舎清掃実施日

６時３０分から１９時まで　・・　１名

なお、勤務時間については、労働基準法に抵触しないよう配慮すること。

（２）平日

８時から１７時まで　・・　２名

４．警備内容

（１）警備対象物件における事故発生の警戒・防止

（２）異常事態発生時の緊急連絡及び事態拡大防止

（３）来庁者の誘導・案内

（４）駐車場の管理

上記（１）から（４）の具体的内容（上記３（１）の時間）

①６時３０分～８時１０分

○ 庁舎入口のバリカー開扉

○ 地下駐車場シャッター開扉

○ 本館玄関自動扉開錠

○ 夜間駐車の車輌確認

○ 庁舎内外巡回

②８時１０分～１１時３０分

○ 駐車場の管理、誘導及び来庁者の案内

③１１時３０分～１２時００分

○ 庁舎内外巡回（別館を含む）

④１３時００分～１６時３０分

○ 駐車場の管理・誘導及び来庁者の案内

⑤１６時３０分～１７時３０分

○ 庁舎内外巡回（別館を含む）

⑥１７時３０分～１９時００分

○ 庁舎入口のバリカー閉扉

○ 地下駐車場シャッター閉扉

○ 本館玄関自動扉施錠

○ 給湯室のガス栓点検（別館を含む）

○ 電灯消し忘れ、窓ガラス閉め忘れ点検（別館を含む）

⑦最終確認

○ 各階事務室及び会議室施錠点検（別館を含む）

（５）駐車場の管理・誘導

具体的内容（上記３（２）の時間）

①８時００分～１７時００分

○ 駐車場の管理、誘導及び来庁者の案内

（６）庁舎敷地内に掲揚されている、国旗掲揚業務

具体的内容

①国旗掲揚：原則として８時３０分までに完了すること。

②国旗降下：原則として１７時１５分以降に行うこと。

なお、降雨、降雪及び荒天等の場合は掲揚を中止し、又は降納する等の措置をとること。

５．進捗管理等

（１）進捗の報告

作業の進捗状況について、総務係あて警備報告書で報告するとともに、総務係の求めに応じて、適宜、栃木労働局総務部総務課において打ち合わせを行うこと。

（２）問題発生時の連絡体制

作業の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（担当部局）栃木労働局総務課総務係　電話番号　０２８－６３４－９１１１

（３）履行確認

月々の業務を完了したときに業務完了届を提出すること。なお、必要に応じて履行状況のヒアリング等を実施することがあるので対応できるようにすること。

６．業務の引継ぎ

（１）前任請負者からの引継ぎ

請負者は、当該業務の実施に先立ち、総務課の監督下において前任請負者から必要な情報の引継ぎを受けること。

（２）後任請負者への引継ぎ

請負者は、総務課の監督下において後任の請負者へ必要な情報の引継ぎを原則書面で行うこと。

７．　再委託について

（１）契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

（２）委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

（３）委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を栃木労働局に申請し、承認を受けること。

（４）再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

８．　その他

（１）作業者の熱中症予防に留意すること。

（２）請負者は、本仕様書に定めのない事項において、疑義が生じた場合は、総務課と双方協議のうえ決定するものとする。